

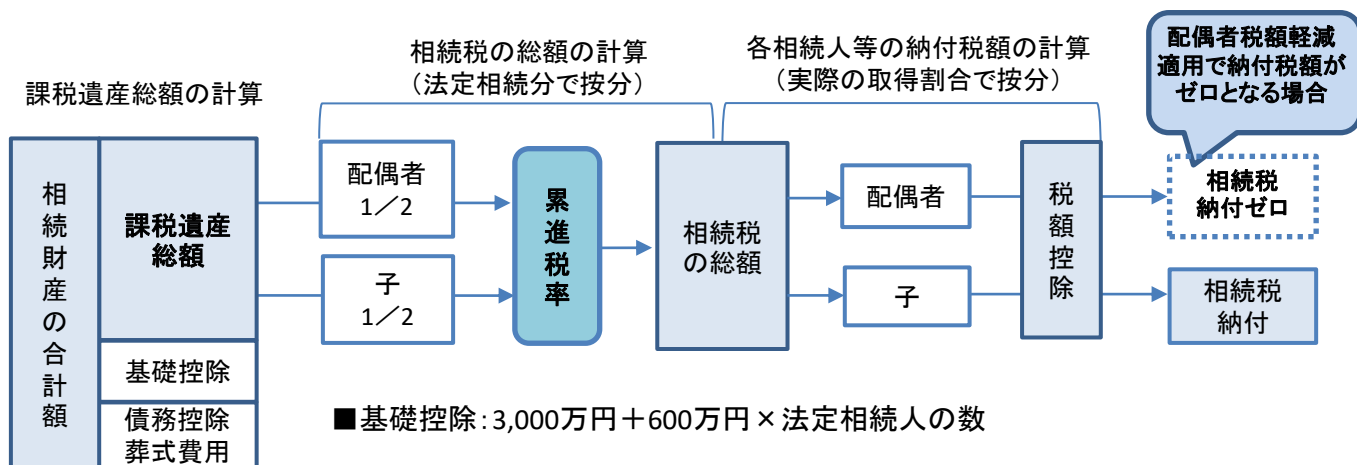
Ⅱ. 現行の日本の相続税・贈与税制度

現行の日本の相続税・贈与税制度について確認しましょう。

相続税

相続税は、個人が被相続人(亡くなられた方)から相続・遺贈によって財産を取得した場合に、その財産を取得した相続人等に課される税金です。

相続財産の合計額から債務、葬式費用、基礎控除を控除した課税遺産総額を法定相続分で按分した金額に、累進税率を適用して相続税の総額を計算し、その相続税の総額を各相続人等の実際の取得割合で按分して各相続人等の相続税を計算します。



相続税率

法定相続分に 各人の取得金額	税率
1,000万円以下	10%
3,000万円以下	15%
5,000万円以下	20%
1億円以下	30%
2億円以下	40%
3億円以下	45%
6億円以下	50%
6億円超	55%

課税財産

区分	具体例
相続開始時の財産	土地、建物、有価証券、預貯金、現金など
みなし相続財産	生命保険金、退職金など
相続時精算課税適用財産(※1)	相続時精算課税の適用を受けた贈与財産 (期間を問わず全て加算)
暦年課税分の贈与財産(※2)	暦年課税の適用を受けた 相続開始前3年以内 の贈与財産

(※1) 贈与税は、相続税額から控除(控除しきれない場合は還付)

(※2) 贈与税は、相続税額から控除

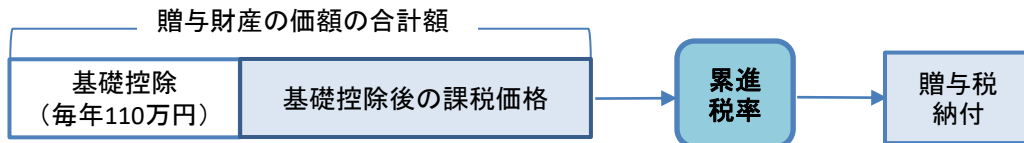
贈与税

贈与税は、個人(贈与者)から財産を贈与により取得した場合に、その財産を取得した個人(受贈者)に課される税金です。

贈与税の課税方法は、大きく分けて「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。

暦年課税

贈与財産の価額の合計額から基礎控除額を控除した課税価格に累進税率を適用して、贈与税を計算します。



暦年課税の贈与税率

一般税率は、特例税率の適用を受けないケースに適用されます。

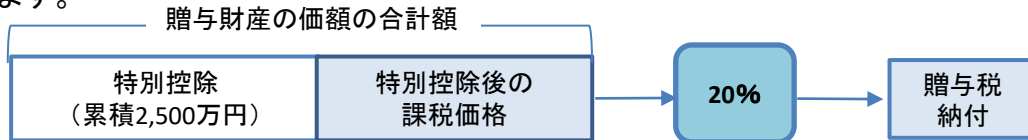
基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%

特例税率の要件

- 贈与者: 父母・祖父母など
- 受贈者: 贈与の年の1月1日において20歳(※1)以上の子・孫など(※1) 2022年4月1日以後の贈与は、18歳以上
- 戸籍謄本又は抄本などを税務署に提出

相続時精算課税

贈与財産の価額の合計額から特別控除額を控除した課税価格に20%の税率を適用して、贈与税を計算します。



相続時精算課税の要件

- 贈与者: 60歳以上の父母・祖父母など
- 受贈者: 贈与の年の1月1日において20歳(※1)以上の子・孫など(※1) 2022年4月1日以後の贈与は、18歳以上
- 一度選択すると撤回不可(暦年課税には戻れない)
- 相続時精算課税選択届出書、戸籍謄本又は抄本などを税務署に提出